

何でも自由に話せていますか？

子どもの権利擁護委員 沼田 徹



私達の社会では、民主政の過程を維持するために必要不可欠の最も重要な人権として、憲法上、「表現の自由」が保障されています。したがって、「表現の自由」を理由なく抑圧することは、憲法違反の違法な行為であり、許されません。

そうであれば、私達は、日頃、何でも自由に思うところを言葉にし、人と対話をする事ができているのでしょうか。家庭や学校、会社その他組織において、心置きなく疑問を発し、感じたことをありのままに話せているのでしょうか。

何の遠慮も無く、自由に思ったことを話すという機会は、あまりないのが現実だと思われます。表現の自由が保障されているからといって、実際には何でも自由に話せるわけではありません。



それは、話す内容について他者から直接的に禁止されたり、抑え付けられるというよりも、自分から進んで言葉を呑み込んでしまうことが多いからです。すなわち、これは他者からの規制ではなく、自分自身による内からの規制、すなわち自己規制です。例えば、そんな基本的なことも分からないのかと馬鹿にされたくないとか、先生や上司と違う意見を言うと嫌な顔をされそうだとか、空気を読まないと言われたくないといった理由から自己規制が働きます。

むしろ、学校では、普通、「正解」というものがあって、どれだけ早く、多くの「正解」に辿り着くかが評価の対象となっています。そうだとすれば、「素朴な疑問」や「異なる答え」、「違う意見」は、余計な回り道であり、「正解」を導く上では無駄で、邪魔なものということになるでしょう。むしろ、成績を上げるためには、疑問に思ったり、考えたりする

ことを捨象※して、既に存在する「正解」をいち早く記憶することこそが合理的対応です。

しかし、これは、思考停止そのものではないでしょうか。このような態度で、本当に、これから立ち現れる様々な未知の困難な問題に立ち向かい、自分の頭で物事を考え、判断を下していくことができるのでしょうか。

物事を真に理解するためには、まずは何の制約もなく、疑問を出し合い、様々な意見があることを知り、それぞれの意見が間違いというのではなく、独自の価値があるということを実感することが大切ではないでしょうか。特に、権利とか人権は、知識を得ただけでは十分にはわかったと言えません。権利侵害とか、人権侵害について、広く想像を巡らし、実感したり、体感することが大切です。そのためには、具体的な事例に基づいて、制約なしに疑問を出し合い、自らの経験に基づく意見を出し合い、価値の対立に触れることが必要不可欠です。どんなことを言っても間違いだと批判されたり馬鹿にされたりすることなく、安心して疑問や意見を言うことができる場、すなわち心理的な安全性の保障された場が求められています。このような場を、こども、大人を問わず、あらゆる人達の身近に一つでも多く作って行きたいと思っています。

※「捨象」：抽象する際に本質的でない要素・側面・性質を切り捨てること。